

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。]

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定です。お知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正について

2 対象品名

800MHz 帯広帯域小電力無線システムおよび 800MHz 帯三次元測位システムの無線設備

3 趣旨及び目的

800MHz 帯デジタルMCAシステムが2029年5月末でサービス終了することを受け、その跡地となる周波数帯の有効利用を目的として、800MHz 帯広帯域小電力無線システム（IoT 分野で広範囲・大容量通信を可能にするシステム）および 800MHz 帯三次元測位システム（屋内や地下空間で高精度な位置特定を実現するシステム）の導入が検討され、情報通信審議会の答申を踏まえて、これらのシステムに関する技術基準を定める制度改正を実施するもの。

4 施行予定日

令和8年3月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5895

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間